

2. フィンランド派遣団（障害者分野）

団テーマ

フィンランドにおける社会システム、社会保障制度の基礎となる市民レベルでの価値観、教育観、職業観を紐解き、日本の地域社会の中にある障害者への偏見、障害者の社会参画・自己実現・就労における排他的状況を減らし、誰もが幸せに生きる地域社会作りを目指す。

行動記録

日付	天候	時間	行動内容
10月7日 (日)	曇り	11:00 15:20	成田国際空港発 (AY074) ヘルシンキ・ヴァンター国際空港着 (ヘルシンキ泊)
10月8日 (月)	曇り 時々雨	9:00-15:00 (9:00-9:15) (9:15-9:45) (9:45-10:45) (10:45-11:45) (13:00-14:00) (14:00-15:00) 16:00-17:00 17:00-19:00	社会保健省を訪問 歓迎の挨拶、表敬訪問 派遣団プレゼンテーション 社会保健や健康保健の説明 障害者サービスについて説明 全国障害者評議会 (VANE) の紹介 人権センターの紹介 フィンランド・トレッシュホルド協会を訪問 フィンランド・トレッシュホルド協会にて歓迎会 (ヘルシンキ泊)
10月9日 (火)	曇り	10:30-11:40 12:30-14:15 15:30-17:00	在フィンランド日本国大使館を訪問 タイヴァラフティ学校を訪問 イピ・クルマクブラを訪問し、ルフトゥの紹介 (ヘルシンキ泊)
10月10日 (水)	曇り	9:00-16:00 (9:00-10:30) (10:30-12:00) (13:00-14:30) (14:30-15:45) (15:45-16:00)	サービスと活動センター・イーリスを訪問 フィンランド視覚障害者連盟の紹介 セリア図書館 (公立視覚障害者図書館) の紹介 リヴェ職業訓練学校の紹介 ヒルマー・サポート・センターの紹介 視覚リハビリテーションセンター・ビジオの紹介 (ヘルシンキ泊)
10月11日 (木)	曇り	8:49 10:31 11:00-16:00 16:32 16:46	ヘルシンキ中央駅発 (IC167号) レンパーラ駅着 ベサプーを訪問し、レンパーラ障害協議会の紹介 レンパーラ駅発 (IC151号) タンペレ駅着 (タンペレ泊)
10月12日 (金)	曇り	9:30-13:00 13:45-15:30 16:02 17:44	盲ろう者リソース協会を訪問 インクルージョン・フィンランドを訪問 タンペレ駅発 (IC24号) ヘルシンキ中央駅着 (ヘルシンキ泊)
10月13日 (土)	晴れ	10:00-12:00 14:00-17:00	インノヨク株式会社を訪問 ホームステイマッチング (ヘルシンキ泊: ホームステイ)
10月14日 (日)	晴れ	終日 18:00	ホームステイ ホームステイ終了 (ヘルシンキ泊)

日付	天候	時間	行動内容
10月15日 (月)	晴れ	9:30-12:30 12:30-13:30 13:30 17:20	フィンランド身体障害者協会 (FPD) を訪問 評価会 ヘルシンキ・ヴァンター国際空港へ移動 ヘルシンキ・ヴァンター国際空港発 (AY073) (機内泊)
10月16日 (火)	晴れ	8:55	成田国際空港着

訪問活動の報告（派遣団による記録）

※日本語訳は当該団体による定訳または実施団体による翻訳。

訪問団体	Osaali- Ja Terveysministeriö
(日本語訳)	社会保健省
訪問日	10月8日(月)
面会者	弁護士(社会サービス担当) 効果検査指導官
所在地	
URL	https://stm.fi/etusivu

団体概要：

フィンランドの政府機関であり、社会福祉及び医療サービスを主に管轄している。日本における厚生労働省の役割に近い組織。また、社会保障制度の改革（SOTE改革）を担うSOTE推進課も設定され、新たな社会保障制度の設計に向けて改革を推進中。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

<SOTE改革について>

SOTE改革とは、1) 地域による支援サービスの格差是正、2) 選択の自由の拡大、3) 支出削減を目的として、保健医療・社会福祉の「構造」「支援」「資金」の新たな仕組みを作る社会保障制度改革である。現在予定されている改革のポイントは以下の通り。

- 保健医療・福祉サービスを提供する自治体の再編
約300の基礎自治体（国の行政区画の最小単位。日本では市区町村がこれにあたる）間のサービス格差を是正するために、フィンランド全土を18エリア（「郡」と呼称）に再編する。郡は保健医療・社会サービス、基礎自治体は教育サービスを担う。郡が保健医療・社会サービスを担うことで、より大きな範囲・多くのサービスから選択可能となる。受けるサービスは、6か月単位で見直しが可能。
- 財政改革
財政支出削減を進めるが、サービスの質は担保できるようにする。サービス・パウチャーとパーソナル・パッケージ（個人予算）を検討中。

• 支援サービスの統合

現在の支援サービスには社会サービスと保健医療サービスがあり、社会サービスは「障害者サービス法」と「知的障害者サービス法」の二つにより提供されている。SOTE改革後はこれらが全て一つのサービスとしてまとめられる。現在の診断に基づくサービス提供から、改革後は個人ニーズに基づいた、より柔軟なサービス提供が可能となる。

<障害福祉支援について>

• フィンランドにおける社会福祉の基本的な考え

フィンランドで最も大事な概念は、皆生まれながらにして平等で、誰しも人権を尊重されるべきという考え方。そのためフィンランドにおいて自己決定は重要なものとされる。平等、インクルージョン、自己決定を基に、障害者が自立した生活を地域で送れるようにするとともに、社会における差別や偏見をなくすることが目的。

現在のフィンランドの課題は、障害者の就労。人口構成の変化に対してより多くの就労者が必要だが、障害者も仕事を求めているのに就労できない現状がある。

• 支援サービスの種類

1) 主観的支援サービス(PA制度、日中活動、移動支援、住居サービス、家で使う補助具)、2) 自治体財源による独自支援サービスの二つに分けられる。

1) については、自治体の福祉に関する財源（税収）にかかわらず、自立した生活を送るために個人のニーズに基づいて必ず提供される。たとえ支援対象者が支援に対する費用を賄えなくても、「提供できない理由」とすることはできない。

- ・ 一般支援サービスと特化した支援サービス
社会保障法及び保険法に基づく「一般支援サービス」は、企業又は非営利団体により提供される支援サービスを自治体が購入することが基本である。バウチャーによる購入という形も可能。現在、支援サービス提供団体は非営利団体が多いが、民間参入も増えている。SOTE改革の選択の自由促進により、今後民間の支援サービス提供事業者が増えると推測されている。
特別法に基づく「特化した支援サービス」は、コミュニティでの生活を保障するために提供される。個人のニーズに基づいて「個人支援計画書」を作成し、個人個人の能力をいかすことで社会生活が営めるようにする。
- ・ パーソナルアシスタント (PA) 制度
- ・ 地域で生活するために、学校教育・就労・移動時など、日常生活及び余暇に利用できる。診断による制限でなく個人のニーズによって決まる。
- ・ 障害者自身が雇用主となり、主体的に支援サービスを利用する。

【意見交換のポイント】

- ・ 郡に支援サービスの権限が移譲されることにより、支援サービスの質が変化することも懸念されている。特に、現在質の良い支援サービスを提供している大きな市の場合、郡になることで支援サービスの質が下がるという見方もあり、SOTE改革への反対意見となっている。
- ・ PA制度について、自治体の決定が郡の決定に変わるだけであり、サービスの内容に変化はないという意見もある。あくまでも本人とソーシャル・ワーカーが個人サービス計画書を作り、計画書に基づいてサービスが決定されることに変わりはない。
- ・ 現在、データ管理についての法律を制定する動きがある。支援サービス提供者が障害者に関するデータを得る権利を有するための法律であるが、取得可能なデータの範囲については課題もあり、議論を重ねている。

訪問団体	Vammaisten henkilöiden oikeuksien neuvottelukunta (VANE)
(日本語訳)	全国障害者評議会 (VANE)
訪問日	10月8日 (月)
面会者	大臣アドバイザー
所在地	
URL	https://vane.to/en/frontpage

団体概要：

1986年設立。各省庁における障害者施策実施状況や新しい法律が障害者権利条約に則っているかを確認するなど、政府の調整役を担う。啓蒙活動、イベント開催、地方自治体にあるVANEの教育機関の役割を担う。18名の理事があり、多くは行政職員だが、5名は障害当事者から選出する（2018年10年時点で、障害当事者6名）。任期は4年で、年4～6回集まって会合を行う。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ 国連障害者権利条約のブックレット
ポケットサイズにし、持ち歩ける工夫をしている。障害当事者が自身の権利について理解するために読んだり、周囲に障害者の権利について説明したりする時に使えるよう、点字版、音声版、手話版があり、知的障害者用の

簡易版を作成中。

- ・ 地方自治体の障害者評議会
全国障害者評議会の地域版。障害者の人権についての啓蒙活動の推進と共に、当事者が障害者施策に関する決議に関わる機会を保障している。その地域におけるアクセシビリティについての調査研究も行う。
- ・ 障害者団体の活動
大小様々あるが、医学的診断による障害者団体も多い。医学的診断に基づかない団体もあり、団体をつなぐ役割のネットワーク団体や、障害者人権団体などもある。障害者団体は、ロビー活動、サービス提供（住居サービス、リハビリ提供など）、ピアサポートを行っている。保健・社会福祉団体資金調達センター（ステア）が、障害者団体の財源であり、毎年3億ユーロの財源を確保しており、数百の団体が財政補助を受け、開発プロジェクトも行う。

訪問団体	Ihmisoikeuskeskus
(日本語訳)	人権センター
訪問日	10月8日(月)
面会者	専門家
所在地	
URL	http://www.humanrightscentre.fi/

団体概要：

2012年1月に国内法に則り設立。障害者権利条約の条項を守り、促進し、実行を監査するための機関。独立した機関で、国会のオンブズマンの下で活動している。基本的人権の擁護促進に関する情報発信、現状調査、声明文の発行などを行う。EUや世界各国の人権擁護団体への参画や、同様の課題に対する支援等も実施。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ 権利条約33条を軸に活動する。批准国は政府から独立した機関の設立を求められている。人権の理念に則って障害者の権利を守り、促進するように定められており、それらに従って活動を行う。
- ・ 団体には20～40人のメンバーがおり年4回集まる。各テーマに委員会があり、その中の一つに障害者の人

権委員会がある。

- ・ 人権擁護の促進の方向としては、トレーニング、啓蒙活動、研究調査、イベント、セミナーなどを行っており、現在は教育資料を作成中。

【意見交換のポイント】

- ・ 社会に認識の変化を起こすにはとても時間がかかることで、地道な取組を重ねて闘い続けることが大切。
- ・ 障害者自身が権利を理解していない場合もあり、まずは「障害者への差別があり、権利を阻害されている」という事実を認めることから権利についての自覚や理解が始まると考えている。
- ・ 現在の議論の中心に、①障害者の自立、②障害者の法改正への参画、③障害者の雇用があり、話し合いを続けている。フィンランドには「平等にかかわる委員会」というものもある。

訪問団体	Kynnys ry
(日本語訳)	フィンランド・トレッシュホールド協会
訪問日	10月8日(月)
面会者	会長
所在地	
URL	https://www.vammaiskumppanuus.fi/kynnys-2/

団体概要：

1973年に ヘルシンキ大学の学生グループが設立。長年団体の代表を務め、フィンランドの障害者施策の第一人者が2018年9月に逝去。社会や環境に順応できるように障害者自身を変えるのではなく、社会や環境を変えることで障害者自身が社会参加できるようにすることを目的とする。

設立当初から障害当事者が活動しており、現在はスタッフとして25名の障害者が在籍。活動内容としては、障害者の権利擁護に関する活動や国際的な活動も行う。政治家への提言活動の他、フィンランド以外の国においても障害者活動の開発援助、出版活動などを展開。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ 障害当事者のスタッフには弁護士もおり、経験ある当事者専門家としての観点から個人の相談にも対応できる。

- ・ 政治家への提言活動として、イベント開催、声明文発表のほか、専門家集団として委員会へ参加している。
- ・ PA (パーソナルアシスタント)の雇用主になったときのサポート・グループや聖書を勉強するグループなど、当事者に少しでも役立つようなテーマであれば、協会が設立をサポートする。
- ・ 性と生殖の権利に関するプログラムでは、障害者で「親になること」に関する知識不足を課題として情報提供を行っている。障害者のセックスについてタブー視されている現状に対して、セックス・カウンセラーが作成したガイドブックも出版された。
- ・ 国際的な活動として、中央アジアの女性障害者の性と生殖に関する権利のサポート、エチオピアの女性障害者の就労、盲ろう者、現地活動団体のサポート、ザンビアの映画祭のサポートなどを行う。これらの活動から国際ネットワークが構築されている。

【意見交換のポイント】

- ・ 医療診断に基づく障害に頼って支援をしてしまうことは、フィンランドでも生じている。当事者自身が人権を認識することが重要であり、当事者でない人は当事者が自己決定権を行使するための十分な余地を残しておくようにする（当事者の自己決定権を阻害せず、権

利を行使できる関わりや距離感など）。当事者による発信が最も届きやすい。

- ・ メンバー間の「誤解」が基となり生じた活動の失敗例はある。同じ理念を共有し共に働くことができないと、コミュニケーションの行き違いが起こる。

訪問団体	Japanin Suomen-suurlähetystö
(日本語訳)	在フィンランド日本国大使館
訪問日	10月9日(火)
面会者	山本 条太 特命全権大使 齋藤 昌子 一等書記官
所在地	Unioninkatu 20-22, 00130 Helsinki
URL	https://www.fi.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

団体概要：

在来邦人に対し、領事サービス（パスポート、証明書の発行等）や安全情報等を提供するほか、フィンランド人など外国籍の人に対し、領事サービス（ビザの発行等）や日本関連情報等の提供を行う。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ フィンランド政府は、常に変化する国民の「典型像」をビッグデータを活用してとらえ、政策に反映させている。フィンランド大統領は、「典型的なフィンランド人」とは「平等で教育のよく行き届いた力強い国民、どれほど厳しい挑戦であっても、迅速に、強力に立ち向かうことができる国民である」と述べた。過去の歴史から、「特殊」を生み出さないことで内外から分裂しないようにしてきた。
- ・ フィンランドは歴史を通じ、他国との政治的均衡や独立を保つために、中からも外からも強靱な体制を作る必要性を認めてきた。そのため、フィンランド人は細かなことにとらわれず、突き詰めた論議を好まないことが多い。
- ・ 社会の在り方は、人を属性で分類せずに個人の力で決める。何が不幸せかを考え、独自色を出さないことが

特徴。落ちこぼれを出さない無償の教育システムを持ち、様々な側面において「強い」国民を育てている。

- ・ 公共部門（福祉、教育、医療等）の累積債務が対GDP比6割であり、国の負担は多大である。今後、高福祉を維持するために内閣はSOTE改革を行い、サービスを効率的に維持、向上するための議論している。
- ・ 障害者施策では、典型的なフィンランド人としての生活を実現できるようにしている。「障害」とは典型像から外れている状態であって、マイナスというとらえ方はしない。
- ・ 総合的な子育て支援サービス「ネウボラ」に代表されるように、身近に相談できる存在を置くことで、顔の見える環境を整えている。政策や社会福祉システムの中で、様々な人の経験とITによるビッグデータを活用することが特徴。

【意見交換のポイント】

- ・ 精神疾患については、地域の中で十分に対応できているため問題とならない。医療的な観点が必要であれば、刑務所も開放型である。
- ・ 現在のフィンランドの社会課題は、若者の孤立感と高齢者の就労である。

訪問団体	Taivallahden peruskoulu
(日本語訳)	タイヴァアラフティ学校
訪問日	10月9日(火)
面会者	校長 教員 教員 教員
所在地	
URL	N/A

団体概要：

1956年に設立され、ヘルシンキ中央部に位置している。

“Everyone has a right to study with us (誰もが私たちと勉強する権利がある)”を理念とし、障害のある子どもとない子どもが毎日出会い、一緒に学ぶことを大切にしている。6歳から17歳まで9年間の小中一貫校。生徒770名、教員59名(特別支援教育教員含む)、アシスタント20名の他、社会福祉士、心理士、保健師が常勤、医師が非常勤で在籍する。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ 特別な支援を必要とする生徒は81名在籍し、通常学級のみ在籍する生徒もいる。特別支援学級は7クラスある。
- ・ 支援体制は、生徒8名に対して教職員3名(教員1名、アシスタント2名)であり、重度クラスの場合は生徒6名に対して教職員4名(教員1名、医療スタッフ1名、アシスタント2名)。
- ・ 特別支援教育では、早期教育の重要性から、個別の教育的ニーズに合わせ、5歳から特別支援教育を1～2年多く行っており、10年～11年間義務教育に通う。卒業後には、社会で働けるようになることが目標。一般教

育か強化教育(補習授業を含む)かは学校で決定されるが、特別支援教育を受けるには、医師の診断が必要。

- ・ 障害児対象の放課後保育事業実施。通学用移動サービスあり。

【意見交換のポイント】

- ・ インクルーシブ教育について、一緒に学ぶことでお互いの多様性に気付き、配慮することができるようになる。小さい頃は共に学び、9歳を過ぎて興味が分かれてくると別々に学習し、障害のある生徒の学習では社会で生きていく力に重きを置くようになる。特別支援学校を隔絶するのではなく、通常学級と同様に街の中心部など自然と地域住民と交流が生まれる環境にあることが重要だと考えている。
- ・ PAは社会参画をするために重要であり、障害当事者が社会で様々な人と共生する力の習得を目的としてクラスに配置している。自分にどのような支援が必要か自ら考え、伝えられることを目指す。PAは子どもたちの前に出ないように訓練されている。
- ・ いじめは、家庭の考え方を反映して起こることが多い。いじめの問題は、学校みんなの問題という立場で話し合っている。

訪問団体	LYHTY ry
(日本語訳)	
訪問日	10月9日(火)
面会者	指導員
所在地	
URL	Lyhtry ry: https://www.lyhty.fi/ IPI Kulmakuppila: https://ipikulmakuppila.fi/

団体概要：

ルフトゥは1993年設立のサービス提供団体。住居サービス4か所、職業訓練・日常生活訓練、ラジオ・音楽スタジオを運営する。今回訪問した「イピ・クルクプラ」は、2015年8月にオープンしたカフェ。知的障害者の就労先として受け皿の一つになることと共に、障害のある

人とない人が巡り会い、多様性を受け入れる場所として地域に根付いている。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ ルフトゥが運営する5か所の職業訓練所では、仕事に

就くためのトレーニングとして知的障害者24名が働く。ほとんどが20～30代と若く、職業訓練を通じて就職するが企業への就職率は高くない(95%が非営利団体で働き、企業で働く人は5%)。指導スタッフは5名。

- ・ カフェ「イピ・クルマクプラ」の営業時間は8時～22時であり、その内ルフトゥのメンバーは9時～15時に働く人が多い。メンバーの仕事内容は、カフェの運営に関する全ての作業から一人ひとりに適した作業を指導スタッフが選んでいる。このカフェへの就職希望は多く、2018年6月にはもう1か所でカフェがオープンした。トレーニングを通じて、地域のカフェへの雇用創出を目指す。

【意見交換のポイント】

- ・ 障害者への給料や賃金はないが、手当として1日5ユーロがカフェから支払われる。障害者の働きたいという気持ちの強さと多様な作業があることで、それぞれに合った仕事の設定ができるため、障害者の達成感や満足度は高い。
- ・ 指導スタッフは社会福祉を専門学校で勉強した人が多い。人材育成として、基本的に現場での経験を基に学んでいくが、ルフトゥ内での研修もある。
- ・ 長期的に客が集うカフェを目指しているため、障害者が働いているという広報は行ってない。普通のカフェとして地域に根付き、客自身がカフェを利用する中で障害者が働いていることに気付く方がよいと考えている。障害者が懸命に働いている姿を見た客から良いフィードバックを得ている。

訪問団体	Näköammaisten liitto ry
(日本語訳)	フィンランド視覚障害連盟 (FFVI)
訪問日	10月10日 (水)
面会者	キャリア・コンサルタント
所在地	
URL	FFVI: https://www.nkl.fi/fi Iiris: https://www.nkl.fi/fi/etusivu/iiris

団体概要：

約90年の歴史を持つフィンランドで最大級の障害者団体の一つ。フィンランド視覚障害者連盟の下に14の地方団体、10の関連団体が所属する。弱視や盲ろうの子どもから高齢者までを対象に、リハビリテーショントレーニングや就労・就学支援、家族向けの宿泊、情報提供を行う。その他に研究開発や提言活動、人権擁護、余暇活動、ピアサポートなどの活動を展開。

スキルを身につけるリハビリテーションを実施し、その他の期間は家でリハビリテーションを行う。

- ・ 全人口の就業率は上昇しているが、視覚障害者の就業率は2010年の41%から現在39.6%へと低下している。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ 現在の建物「Iiris (イーリス)」は保健・社会福祉団体資金調達センター (ステア) の助成金により建設された。一つの建物の中に多くの視覚障害者団体が入ることで、サービスを集中的に提供している。
- ・ 施設内は全ての人々がアクセスしやすい”design for all (デザイン・フォー・オール)”を目指して設計されている。触って理解できる案内板や調整可能な照明、色のコントラスト、音声に配慮されているほか、盲導犬のトイレとして中庭のスペースを設ける。
- ・ リハビリテーション宿泊施設があり、1回のリハビリテーションで2日から1週間滞在する。年間数回生活

【意見交換のポイント】

- ・ 視覚障害の状態は人によって異なり、他者からは分かりづらいこともある。個別のニーズに合わせて関わる事が重要であり、周囲が無知のために起こる問題もある。
- ・ スマートフォンやパソコン上の文章を読み上げるソフトは、ITのセキュリティのレベルが高いと使えないことや、多言語対応ソフトを使うとフィンランド語が使えないなどの課題がある。視覚障害者の中には読み上げソフトと日常生活が直結している人もおり、ソフトを使えないことが生活上の問題にもなる。
- ・ 就職先の一員になるまでのプロセスとして、交流の場に率先して入ることが重要。腫れ物扱いは日常的にあり得ることだが、障害者自身が同僚のトレーニングや自分の障害について話すこと、専門団体のサポートを受けて伝えるなど、活発に働きかけることが大切である。

訪問団体	Celia
(日本語訳)	セリア図書館 (公立視覚障害者連盟)
訪問日	10月10日 (水)
面会者	ディレクター 教育専門家
所在地	
URL	https://www.celia.fi/eng/

団体概要：

1890年設立。1800年代末から1900年代の初頭、支援活動を開始。1890年、視覚障害者のための本の協会を設立。1906年以来、市民は誰でも図書館を利用できるようになる。1978年から教育文化省に所属する公立図書館となる。文学や情報への自由なアクセスを目的に、触覚、点字、音訳にして出版、貸出、配信等を行う。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

利用者リストには43,000人が登録しており、その内4,000人が個人利用者、3,000人が団体利用者（学校や図書館、高齢者サービス、保育園）である。視覚障害、発達障害、読解障害、重い本を持つことのできない身体障害を対象とした図書館。顧客数は拡大しており、毎月1,000人以上の新規利用者がある。フィンランド国内で30万人が読解に何らかの障害を持つと考えられており、図書館のアクセス向上が課題である。

ホームページからデジター（音声図書）のダウンロードも可能である。インターネット図書の課題として、インターネットにアクセスするデバイス（機器）を持っていない高齢の視覚障害者の利用が難しいことが挙げられる。インターネット図書を利用できない場合は地元の図書館が仲介、または配達サービスを行う場合もある。

音訳の読み上げスピードの変更も可能であり、スマートフォンにダウンロードができる。課題として、デジタル書籍では改訂が簡単にできるが、音声化したデータへの反映が必要となる。図書館による教科書や視覚障害のない先生に対してのガイドも作成している。子ども向けに立体書籍の貸し出しもあり、指で触る能力を養うためにも活用される。

【意見交換のポイント】

- ・ 読書離れの調査：全国調査は多数あるが、読書以外の活動の機会が多くあることが読書離れの一因と考えられる。ただし原因は明確には分かっておらず、国としての課題である。
- ・ サード・プレイスとしての図書館：フィンランドでは自由に無料で訪れることのできる場所が限られている。図書館は宗教に関係なく、何かを買わせようというプレッシャーもなく、子どもを連れて行くことのできるのも、地域における居場所としての役割も大きい。書籍のみならず、生活に関わる物品の貸し出しも可能となっている。
- ・ デジタル化の背景で点字書籍が減ることをどう考えるか：点字書籍が減ることは心配している。読解力や書く力の養成に、点字書籍は重要な役割を果たす。デジタル書籍のみでは、聞くことはできるが書けないことが起こりやすい。

訪問団体	Ammattiopisto Live
(日本語訳)	リヴェ職業訓練学校
訪問日	10月10日 (水)
面会者	神経心理学者
所在地	
URL	https://www.liveopisto.fi/

団体概要：

精神、知的、身体、社会適応など特別なニーズがあると認められた人を対象にトレーニングを行っている職業訓練校。フィンランド各地に施設があり、1,000名の生徒は個別ニーズに基づく個人参加計画書 (hoks) を作成し、レベル別にトレーニングを受ける。1,000名の生徒に対して400名の指導スタッフがいる。1クラスに生徒10

名、教師（教育養成課程を修了している人）及び指導スタッフ（授業等で指導を行う人と個別支援を行う人）の3名がいる。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ TELMAトレーニング：日常生活のスキルアップ研修。

生活サポートが必要な人向けのコース。基礎学校（7歳～16歳までの義務教育の学校）卒業後、生活面のトレーニングに取り組む必要がある人が多いため、直接職業訓練学校に入らず、TELMAトレーニングを受ける。東ヘルシンキでは、40名がこのトレーニングに参加している。

- ・ VALMAトレーニング：職業研修。外部の協力会社において職業体験から学ぶ。
- ・ 視覚障害生徒がケア・ワーカーのコンテストで優勝経

験あり。障害のある人が日頃職場などで培った技能を競うアビリンピック（障害者技能大会）の国際大会で優秀な成績をあげており、フィンランドは強豪国の一つ。

【意見交換のポイント】

- ・ 診断名によって生徒を区別しないようにしている。障害別での職業訓練校はなくなってきている。
- ・ 学校の外へ出て、本物の仕事の場で学ぶことを大切にしている。

訪問団体	Vammaisten maahanmuuttajien tukikeskus Hilma
(日本語訳)	ヒルマー・サポート・センター
訪問日	10月10日(水)
面会者	コーディネーター
所在地	
URL	http://www.tukikeskushilma.fi/index.php

団体概要：

移民障害者の権利保障のサポートを行うことを目的に2002年にプロジェクトとして発足し、2006年に「障害者フォーラム（※）」の参加団体として組織化された。運営資金はステアからの助成金。職員はフルタイム2名。団体のミッションは「移民の障害者の社会的統合と人権保障を果たすこと」である。

※障害者フォーラムとは、障害種別を超えたネットワークとして、フィンランド国内で約30の障害者当事者団体が参加する中間支援組織。

- ・ フィンランドでは、診断に基づく障害者数の統計をとることがないため、フィンランド内の移民障害者数も概算でしか出すことができない。国連の障害者数割合を基にして、7,300名～55,000名いると推定している。
- ・ 移民障害者は、言語的・文化的な社会的統合に対しての障害、及び機能不全による障害など多重の障害がある。移民障害者の一つの特徴として、迫害や強い差別による精神的なトラウマを抱えている人も一定数存在する。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ ヘルシンキ近郊では対面の支援を行う。フィンランド国内で移民障害者の支援を担っている機関は本センターのみで、電話やEメールで遠隔地の支援を行うことも多い。

【意見交換のポイント】

- ・ 同氏の職業観、また移民障害者の支援という仕事を選択されている理由：非常に専門性が高く、大変な仕事ではあるが、強いやりがいを感じている。また、2名で運営をしているため、自分自身の裁量権も大きい。新しい分野での業務でもあり、その問題解決をしていくことに誇りを感じている。

訪問団体	Näkökeskus Visio
(日本語訳)	視覚リハビリテーションセンター・ビシオ
訪問日	10月10日(水)
面会者	神経心理学者
所在地	
URL	https://www.nkl.fi/fi/etusivu/kuntoutus/visio

団体概要：

視覚障害者向けのリハビリテーション事業。個人リハビリ及びグループリハビリを提供している。児童から成人までの視覚障害者が対象。運営資金源は国民保険ケラというフィンランドの国民保険と社会保険機関で、医療保険や失業保険、育児手当などの様々な社会保険に関することを一括で行う。さまざまな専門家が視覚障害当事者

であることが特徴。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ 視覚障害者連盟が視覚障害者向け宿泊型及び通所型のリハビリを提供している。特に生活順応に関わるリハビリを専門とする。

- ・利用者の中で全盲は少数であり、ほとんどが弱視。視覚障害の主な原因は脳中枢の障害であり、障害の重複も多く、身体障害や視覚障害、知的障害、てんかん等の重複がある。治療はリハビリセンターではなく病院にて行われ、治療後にリハビリのため本センターに通う。
- ・リハビリには様々な職種がかかわる。作業療法士や特殊水泳指導を行う理学療法士、3名の視覚障害者のサポートをするスタッフ（保育園の先生、眼科の医師を含む）など、様々な職種の人がかかわる。
- ・リハビリの基本は持っている力をどう生かすか。主流は個人リハビリであり、1セット5泊、年間で3セットが基本である。個人リハビリは家族を含み、60年続く活動である。可能な限り家族の全メンバーが参加する。個人リハビリの中には、1週間のみ参加できる活

動もある。特に低学年の子ども向けであり、1年に2回開催している。

- ・グループリハビリでは最大5家族が一緒にリハビリを受ける。親同士のピアサポート、兄弟姉妹のプログラムもある。年齢に応じて教える内容を変えており、家族には視覚障害を持つことがどういうことかを教える。
- ・障害のある児童は基本的に地域の学校に通い、特別支援学校は障害児教育に関する専門的なアドバイスをを行っている。就学期には、バルテリ特別支援リソースセンターという教育相談を受ける機関につなげ、教育に関するサポートを受けられるようにする。
- ・一時的に視覚障害者学校に通って学校でスキルを身につける児童もいる。リハビリを就学前に受ける児童が多いが、就学後も少数の児童がリハビリを継続する。

訪問団体	Pesäpuu ry
(日本語訳)	ペサプー
訪問日	10月11日(木)
面会者	障害者サービス責任者
所在地	
URL	https://www.sirkkavuori.fi/

団体概要：

2008年設立のレンパーラ市でサービス付き住居を提供する。運営資金はアラ（住居のための助成サポート財団）からの助成金。レンパーラ市街の中心部に位置していることが特徴。レンパーラ自治体の障害者サービス、障害評議会、居住している障害者とその家族と協力して運営する。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・サービス付き住宅は全32室。各居室にはトイレとバルコニーがある。内1室は体験利用のための部屋。住居は一人部屋32.5平米と二人部屋54平米の2種類。共同スペースとして7階の会議室とサウナ、4階のデイケアセンターがある。
- ・車いすを利用する人や歩行可能な人など様々な人が居住する。スタッフは自治体職員20人、3シフト制（宿直は2人）。
- ・賃貸料は月340€。住民は住居サポートをケラ（社会保険サービス）から受けるため、自己負担は月に約100€

（障害者年金で賄うことが可能）。利用者は障害者年金の余剰分を余暇に充てることができる。職員は住居費無料。

- ・レンパーラ市は人口2万3,000人でタンペレのベッドタウン。ヘルシンキからもアクセスがよく、現在開発事業が進み、人口は増えている。

【意見交換のポイント】

- ・入居者は自治体が個人のニーズを聞き出して決定する。他の自治体からも入居希望があるが、受入れ数は少ない。
- ・フィンランドでは、自治体職員にも専門性が求められる。日本の行政で見られるような定期的な部署異動はなく、専門性を高めつつ職務に携わる。
- ・サービス計画を立てるときは家族も同席する。当事者の自己決定権を尊重し、当事者が理解できるコミュニケーション手段（絵や図など）を使い、意思決定できるように工夫する。当事者と家族の意見が異なるときは、当事者の自立を促すよう家族へのサポートを行う。

訪問団体	Lempäälän vammaisneuvosto
(日本語訳)	レンパーラ障害協議会
訪問日	10月11日(木)
面会者	レンパーラ市障害協議会 会長
所在地	Hattulanmäentie 10, 37550 Lempäälä
URL	N/A

団体概要：

1996年に設立された全国障害者評議会（VANE）の地方協議会の一つ。自治体との連携を図りながら活発な活動を行っている。主な活動は建築物のアクセシビリティ調査、自治体への提言活動。理事は障害児の親や車いす使用者を含む10名。運営メンバーは22年間会長を務めるトゥーラ・ペタプスキーフルト氏を含む合計3名。トゥーラ・ペタプスキーフルト氏は障害者分野の研究者でもある。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ SOTE改革が行われる想定のもと、改革後の生活がどのように変化するか、またその影響に関する協議を展開中。
- ・ 市内で新しい建物を建設する際は、設計段階で本協

議会からアクセシビリティに関する意見を求める。VANEとレンパーラ市の連携による取組は、フィンランドの中でも成功事例となっている。2002年よりレンパーラ市ではアクセシビリティ賞の授与も行う。

【意見交換のポイント】

- ・ 地方協議会間の連携や、自治体との連携について、お互いの立場を認めた上で協議している。地方協議会が機能的で独立していることにも大きな意味がある。
- ・ 若手リーダーに向けてのメッセージ：「リーダーは、正直で透明性があること。データに基づく裏づけを持って、メンバーが納得できるように伝えること。忙しくても立ち止まって話を聴くことが必要であり、メンバーが参加意欲を持てる、意義ある会議を行うことも役割である。」

訪問団体	Suomen Kuurosokeat ry
(日本語訳)	盲ろう者リソース協会
訪問日	10月12日(金)
面会者	リハビリテーション・住居サービスマネージャー
所在地	
URL	http://www.kuurosokeat.fi/

団体概要：

国内で唯一、盲ろう者のニーズに合わせて建設された施設。様々なコミュニケーション方法、移動のしやすさ、職員の専門性の高さ、余暇の指導、盲ろう者に合わせた環境が整備されていることが特徴。住居サービスと作業所、短期リハビリテーションやトレーニングなど様々なサービスが提供される。ペイカウス（カジノ団体）からの補助金で運営している。住居者60人のうち40人が自治体スタッフからサービスを受ける。残りはサービスを受けずに生活している。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ 団体のコーディネーターは盲ろう当事者であり、フィンランド全土の盲ろう者のサポートを行う。日常生活から趣味の活動まで、自分で好きなことがしやすい環境作りに努める。
- ・ 人によって視覚・聴覚の程度は様々であり、弱視・難

聴の人が多い。視覚障害者は病状の進行とともにニーズも変化するため、その変化に対応することが重要。

- ・ リハビリテーションや住居サービスを、本当にやりたい余暇活動や就きたい仕事に就くためのサービスと位置づけており、生活と余暇活動のバランスが重要である。
- ・ キャンプなどのイベントを通じてピア・ネットワークを形成する。当事者同士だけでなく、家族同士、兄弟のピアも重要。
- ・ 住居、サウナ、運動施設、談話スペース、庭、創作活動室、パソコンルームなど、それぞれの場所で盲ろう者が自分で活動しやすいように環境調整がされている。施設の工夫例として、ドアのコントラスト、反響のしにくさ、壁の下に白杖が当たった時に音が鳴る設計、音の響きにくい机などが挙げられる。

【意見交換のポイント】

- ・ 自由に家の外に出られるように設計している。「特に理由もなく、ただ深呼吸したくて外に出たい」といっ

たことが当たり前に行えることを保証する。

- ・ 当施設は、以前はヘルシンキにあったが、賃貸料が高かった。タンペレはフィンランドの中心に位置してお

り、多くの盲ろう者にとってタンペレの方が元の居住地から近いこともあり、移転した。

訪問団体	Kehitysvammaisten Tukiliitto ry
(日本語訳)	インクルージョン・フィンランド (KVTL)
訪問日	10月12日(金)
面会者	市民活動代表
所在地	
URL	https://www.tukiliitto.fi/

団体概要：

知的障害者とその家族で構成された団体。個人メンバー17,000名と団体メンバー（国家レベル4団体、地域レベル14団体、より小さいレベル160団体）が所属する。「当事者・家族の人権を守ること」を団体のミッションとする。個人または団体に向けて、提言活動やサービス提供、助成金給付、地方団体のコーディネーターによる社会保障・サービスの相談を行う。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ 現在はSNSなどソーシャルメディアを通じて利用者がつながることが多い。団体支援として、500から3,000ユーロの助成金支給や、ニュースレターやホームページによる情報提供を行う。
- ・ フィンランド人の3分の1はボランティアに携わる（1人当たり月平均18時間）。全土で8万団体が活動し、社会福祉に大きく関わる。ボランティアを通じて孤立者の役割獲得、職業に近い分野の学びを得ることもつながる。
- ・ 活動団体例「best buddies（親友活動）」は、知的障害者自身がボランティアとなる活動であり、知的障害者で

ない様々な人と出会う機会を作ることも目的の一つ。

- ・ 当事者団体“Me itse ry”は1,085名が所属する。当事者のは以前ボランティアとして活動していたが、現在は職員として働く。
- ・ 知的障害者の社会参加の歴史的発達段階は、1) 排除、2) 社会的統合、3) インクルージョンの3段階。インクルージョンでは障害者は市民となり、義務遂行のためにサポートを受ける。障害がなくなるわけではないが、できることが増え、選択の自由が広がる。障害者自身が主体性を持ち、自己決定権が強化される。

【意見交換のポイント】

- ・ 重度障害者の自己決定権の保障として、Yes or Noの簡単なやりとりの方法を確立することが重要。両親や雇用主が決定権を握ることがあるため、当事者の声を反映させることが大切。
- ・ 当事者が自らの置かれている状況をマイナスからプラスに転換するためのキーワードは「参加」。ピアサポートをすることは自分のアイデンティティを探す助けにもなる。自らの活動に違う考え方を取り入れることにもつながる。

訪問団体	Innojok Oy
(日本語訳)	インノヨク株式会社
訪問日	10月13日(土)
面会者	社長
所在地	
URL	http://www.innolux.fi/

団体概要：

1993年設立。社長は全盲の視覚障害者である。社員25名のうち、診断に基づく障害者が4名働いている。主要事業は照明機器デザイン・販売や家具付きホテルのデザイン・経営。2014年時点の売上は570万ユーロ。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ 創業者である現社長は、フィンランド国内初の全盲の博士号取得者。1993年の不況時に勤務していた会社が経営不振となり失業。自分自身が視覚障害というこ

ともあり、視覚障害者の生活の質に大きな関わりのある照明のデザイン・販売会社を設立した。

- ・ 社会的責任・持続可能な環境への責任を強く意識した経営を実施する。長期療養者や障害者、移民など、社会適合に難しさのある人を積極的に採用。オフィスと工場間の移動には電気自動車を使用している。製品のほとんどをフィンランド国内で生産する。

【意見交換のポイント】

- ・ 障害のある人が働くことについて、診断に基づく機能障害よりも、当事者の仕事への姿勢や、従業員の障害への態度が課題となることが多い。そのため、従業員の診断に基づく障害を意識することはほとんどない。
- ・ 中途障害の人の障害受容、障害理解に向けた支援については、一人ひとりとの考え方やニーズが異なるため、一概にこの関わりがよいとは言にくい。各自の動機や考え方を尊重し、また自分自身の障害を理解し、前向きな行動につなげていくためには非常に時間がかかるものだととらえている。

訪問団体	Invalidiliitto ry
(日本語訳)	フィンランド身体障害者協会 (FPD)
訪問日	10月15日 (月)
面会者	弁護士 調査指導員 社会医療政策専門家
所在地	
URL	https://www.invalidiliitto.fi/finnish-association-people-physical-disabilities

団体概要：

1938年設立。身体障害者を対象に、サービス提供（職業訓練、医療ケア、社会ケア、住居サービス、アクセシビリティ等）、団体支援、提言活動を行う。他には介助犬トレーニング、青少年活動、ピアサポート活動等。「身体障害者の人が参加して平等に活動する」を理念とする。メンバーは個人32,000名、関係団体146団体から成り、職員2,500名のほとんどが住居サービスやリハビリテーションなどのサービス提供に従事する。

- ・ 研究開発のテーマとして、情報、ニーズの評価、サービス計画、決定とサービス実行、相互関係、ジェンダーへの敏感性、簡単な言葉での表現などがある。代表例として、当事者と社会福祉士とのコミュニケーションを円滑にするための事前情報の書類を開発した。「文字のみ」「挿絵入り」「絵中心」の三つを用意し、当事者が最も円滑にコミュニケーションが取れるものを選択できるようにした。

訪問時の活動内容：

【説明の内容】

- ・ 理事会の責任者に、当事者を選出している。各省庁、国会、研究団体、自治体、協会、企業、障害者団体と協力関係にある。
- ・ 集中医療リハビリテーションを終えた後、日常生活に戻るために介助器具を無料で提供してもらう権利がある。介助器具の申請を行い、難しいと判断された場合には、裁判所や国会のオンブズマンに申立てる。介助器具の選定は「何が適当か」の判断が難しい。

【意見交換のポイント】

- ・ 国レベルで開発したサービスを現場で展開する方法として、草の根活動を続けている。当事者の声を提言として発信し、政策へ反映させる。研究開発を行うことで裏付けと後押しの力を得て、実用化を進める。
- ・ 医療ケアから社会ケアへの移行に課題はあるが、二つのケアの明確な区分けが難しい。徐々に移行していく必要性はあるが、うまくいっていない実感がある。SOTE改革の医療サービスと社会サービスの統合により、円滑な移行の推進が期待される。

フィンランドの障害者の人権に対する取組みから 地域共生社会を考える

はじめに

平成30年度地域課題対応人材育成事業「地域コアリーダープログラム」の障害者分野の派遣国は、フィンランドであった。内閣府が定めた本事業の障害分野での総合テーマは「地域における障害者の社会参画の更なる拡大」であり、この総合テーマに基づき日本の障害福祉の現状と課題、訪問国の実情、帰国後の日本における応用の視点で団テーマの作成に取りかかった。

団員は8名（男性4名、女性4名）で作業療法士3名（児童発達支援1名、地域支援活動1名、学校作業療法士1名）、理学療法士1名、就労支援担当者2名、人材開発・人材専門職1名、障害者雇用コンサルタント1名と多職種にわたるメンバー構成となった。

各団員においては各地域社会のコア人材として既に活躍している職業人であり、この本プログラムを有意義なものとするために帰国後は、各地域社会にフィードバックしていきながら更なる職業人としてのスキル・見地を広げていき地域づくりに貢献していくことを事前研修や自主研修中に確認し合った。

そのプロセスは団テーマから個人テーマに落とし込み、そして模索した個人テーマから再び団テーマに立ち返ってみることを何度も繰り返していくことで思考力を高め、精度をあげていった。

1. テーマの設定

(1) 団テーマ

「フィンランドにおける社会システム・社会保障制度の基礎となる市民レベルでの『価値観』、『教育観』、『職業観』を紐解き、日本の地域社会の中にある障害者への偏見、障害者の社会参画・自己実現、就労における排他的状況を減らし、誰もが幸せに生きる地域社会づくりを目指す。」を今回の障害者分野の団テーマとした。

この団テーマの作成過程においては事前研修で谷口雄介内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（障害者施策担当）付参事官補佐から今回の重要テーマである障害者の人権に関するところを法律的に保障する「障害者権利条約」について講義を頂いた。

また、高橋涼子金沢大学人間社会学域地域創造学類教授からは訪問前にフィンランド国の概要とフィンランドの福祉政策について講義を頂き、いずれの講義も団テーマを作成する上で多いに参考になった。

そして今回の自主研修は日本福祉の現状と課題の把握のために視覚障害者の施設見学も兼ねて「東京光の家」とした。ここで団員ごとに自主研修テーマを分担したが

そのテーマはフィンランドの歴史と文化に始まり、日本の障害者施策の歴史、日本の国家予算、GDP、福祉関係予算、地域生活、生活支援、コミュニティ、地域活動、就労（障害者雇用・就労支援）、教育制度、特別支援教育、医療と介護、障害福祉制度、障害の定義、社会の障害者観、差別、当事者活動、権利条約、幸せの定義と幸福度数等多岐にわたり、団員同士で理解を深めることができたと同時に議論を通じて団員同士の信頼関係を構築することができた。

(2) 個人テーマ

A : フィンランドにおける障害者の人権モデルに対する解釈を就労・教育の現場から学び、日本に持ち込める方法を発見し実践する。

B : 生きづらさ・働きづらさのある人も含め「誰もが主体的に生きることができると地域社会」をつくるために、フィンランドの社会的背景や政策・制度を学び、日本における地域社会の仕組みとしてのコミュニティ、活動（就労・自己実現）、制度、サポートの在り方を考え地域で実践する。

C : フィンランドにおける障害者、障害福祉に対する価値観、教育観、職業観を紐解き、日本における障害福祉領域における人材確保、人材育成などの人材面での課題解決に向けた取り組みを実践する。

D : フィンランドにおける市民の価値観に基づく障害認識の現状、障害当事者育成のプロセスを学び、地域社会における当事者参画の場の支援やネットワーク構築の支援にいかす。

E : フィンランドにおける自己実現に向けた当事者の活動、それを形作る人間的・システムの背景、特に医療モデル-社会モデル-人権モデルの移行プロセスにおいての実際を読み解き、各分野の専門スキルと社会との新たな形の連携により、日本の根源的課題を解決へと導く。

F : フィンランドが育ててきた障害観を学び、社会の中で、特別な教育的ニーズを持つ子と持たない子が、共に生き生きと自信を持って学び合える学校づくりにつなげる。

G : 各ライフステージにおける社会参加の在り方を学ぶ、特に就労期～成人期への移行における社会参加の選択肢の在り方を検討し、日本

の地域社会における実施に役立てる。

H：フィンランドにおける社会システム、社会保障制度の基礎となる市民レベルでの障害者への価値観、教育観、職業観を紐解き日本において障害者が地域の中で社会参画できる環境・仕組みづくりを実践する。

今回の個人テーマの設定については先程述べたように団テーマと繰り返し照らし合わせながら団員が帰国後に職業人として地域で何がしたいかを考え作成した。

その中で団員の興味・関心ごとは「共生社会、地域社会、障害者への偏見、社会における障害者観、インクルーシブ教育、多様性、マネジメント」といったところであった。

また、日本の福祉の現状と課題において現状のよいところは福祉制度と福祉サービスやアクセシビリティといったハード面がよく整っているところであり、「アフーマティブ・アクション（積極的格差是正政策）」の効果もあるといった意見が出た。その一方で課題として対象者別の「縦割り制度設計」であるため医療・障害・高齢・青少年といった制度内の支援の質や専門性は高いが制度を超えた連携がおこりづらく、「制度の狭間」が生じていることや、制度を運用する市民・民間団体の意識（価値観）の醸成が追いついていないといった意見も出た。

例えば、障害のある人を知る機会は増えたけれど「障害のある方と友達として遊びに行く」「障害のある方と同僚として働く」「障害のある方が隣に住む」となると障害者に対して「どんな人？」「怖いかも」「どうしたらいいの？」と不安になる現実があるということである。

そういった意見を出し合った中で団の目標として市民一人ひとりの意識（多様な価値観）の醸成と誰もが「幸せ」に暮らすための地域社会づくり（共生社会の実現）の視点が必要との考えに到った。

そのような中で訪問国活動の目的をフィンランドにおける市民レベルの価値観とそれらをつくりだす取組・制度を学ぶとし、特に「障害者」に対する市民の価値観、教育の中で語られる「障害者」、障害者支援をしている人の「障害者」への価値観・認識ということについて注目した。

2. 日本の障害福祉における現状と課題

2017年、内閣府が「障害者に関する世論調査」を行ったところ障害の有無にかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」という考え方を知っているかを尋ねたところ、「知らない」と答えた人の割合が33.7%だった。日本社会で障害を理由とした差別や偏見が「ある」と思う人は83.9%に上った。また、障害による不当な差別を禁

止した「障害者差別解消法」を「知っている」と答えた人は21.9%で、この法律は2016年4月に施行されたが、十分に浸透していないのは明らかである。

この調査内容によりまだ日本の地域社会においては障害者に対する差別や偏見は存在しており、その結果、障害者の社会参画や自己実現、就労という場面で排他的状況を招いていると想像できる。

日本の社会保障・労働制度の基本的考え方として「自助」「互助」「共助」「公助」という考え方がある。「自助」は自ら働いて自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持する、「互助」は家庭・職場・地域などの生活領域におけるインフォーマルな支え合い、「共助」は個人・世帯では負えない生活上のリスクを分散する医療保険・介護保険・年金保険など、「公助」は自助・互助・共助では対応できない困窮などの状況に対し受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う公的扶助や社会福祉となる。日本はかつて、家庭・職場・地域の生活領域で「自助」「互助」の基盤が存在していて、社会保障・労働制度はこれらの「自助」「互助」の基盤を前提にそれを補完する想定の下で対象者を定めて、縦割りで順次制度を拡充してきた。ところが、「自助」「互助」の基盤が近年、弱体化している。家庭では単身世帯の増加、未婚化の進行、職場では非正規雇用の増加、会社への帰属意識の変化、地域では人口減少、団塊世代の高齢化等といった問題が起きているからである。「公助」つまり公的支援は縦割りであり、個人ごとの異なる複雑化したニーズには応えにくい体制の狭間・境界線の問題が生じている。

このような福祉課題を解決するためには従来の「縦割り」（社会福祉制度）と新しい「横割り」（地域福祉）の融合により柔軟かつ効率の良い多機能な問題解決の仕組みを構築する必要がある。

3. フィンランドの障害福祉における現状と考察

(1) フィンランドの概要

人口550万人、ヘルシンキ市60万人、20万人以上の都市は少なく2~3万人の都市が多い。また、国土は日本よりやや小さく338,144平方キロメートル。国土の南半分は人口の80%が集中しており、4分1が北極圏にあり平坦な森と湖が多い。

もともと国家を持たず、スウェーデンに600年、ロシアに100年統治されていた歴史があり、1917年にロシアより独立した。資源が乏しいこともあり、教育に力を入れ新しい価値を生産していくことでITを中心に電子機器産業や林業等で経済発展を遂げ、それを基盤に安定した福祉国家として発展してきた。

北欧型福祉国家（高負担高福祉）として付加価値税24%と高いが、所得格差が小さく所得、地位、居住地に関係なく「市民」であることで社会福祉を提供している。

そして自治体による手厚い社会福祉サービスと保険医療サービスが受けられるためフィンランドの国民は高い税金を払っても、それに見合ったサービスをきちんと提供してくれているとの認識があり制度が成り立っている。

在フィンランド日本国大使館の山本条太特命全権大使がフィンランド大統領の言葉を引用し、典型的フィンランド人とはまず「平等」を重んじ、あまり差を生まない文化があること、そして資源がないため「教育」に力を入れているのであまり落ちこぼれがない。そしてスウェーデンやロシアによる占領国家の歴史があったため「粘り強い」「決して諦めない」といった特徴があると説明された。

(2) フィンランドの障害者の人権の根幹をなす障害者権利条約

団テーマの中心となるフィンランドにおける「障害者」に対する市民の価値観は「平等」が重要な社会の規範であり、それは2016年の国連障害者権利条約の批准によってより浸透したと言える。ここでは障害者権利条約に対する取組を通じてフィンランドにおける障害者の人権に対する価値観を考察していきたい。

フィンランドの最初の訪問先であった「社会保健省」「全国障害者評議会（VANE）」よりフィンランドにおける障害者権利条約の意義とその条約の実施状況の確認及び監視をしている旨の話があった。障害者権利条約第1条（目的）には、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」を目的として、障害者の権利を実現するための措置等について規定しており、障害者の人権や尊厳に関する初めての国際条約となっている。

また、障害者権利条約では、障害は病気や外傷から生じる個人の問題で医療を必要とするものであるという「医学モデル」の考え方から障害は個人の問題ではなく社会が作り出す社会障壁の問題であるという「社会モデル」の考え方へと変わった。

これは、例えば、足に障害を持つ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因（社会的障壁）があるという考え方となる。

国連の議論においては、主に1980年代に障害の捉え方についてICIDH（国際障害分類）の障害構造モデルは「医学モデル」として「疾病」が原因とする「機能障害」→「能力障害」→「社会的不利」という障害の3階層（レベル）を明らかにしたが一方の因果列な関係であるがゆえにその後、ICF（国際生活機能分類）によって障害の概念は「生活機能モデル」として「心身機能・身体構造」⇔「活動と参加」⇔「環境因子」⇔「個人因子」というそれぞれの要素が双方向となり更に背景因子の一つとして「環境因子」が取り入れられることで環境

重視の考え方に変わった。そのことでそれぞれの要素が一方ではなく相互に作用する関係となった。

従来の医学モデル的な「障害」の把握では、社会的不利の原因が機能障害や能力障害という個人因子に帰結されるため障害問題は、そもそも人権問題として把握されてこなかった。こうした背景をもとに国連総会は、2001年WHO総会で採択されたICFを考慮しつつも、それとは別個の考え方を織り込んだ障害者権利条約を2006年に採択したのである。

従って、障害者権利条約は、人権確保の観点から「障害」を、人々の態度や環境といった社会障壁との相互作用によって生じるものとして捉え、その相互作用によって生じる社会的不利を障害の概念の中核に置くことで、これまで人権という観点で問題とされてこなかった国家や社会の対応の負の側面である社会的障壁を明らかにし、これを除去することによって人権を確保しようとしたものであると言える。

その結果、第1条（目的）に障害者とは「長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む」とされている。

この人権条約としての障害者権利条約の第2条（定義）では、「合理的配慮」を障害者が人権と基本的自由を確保するために過度の負担を課さない無理のない配慮と定義している。これは、例えば車いす用に段差に渡し板を敷いたり、窓口で視覚障害の方には読み上げを行ったり、聴覚障害の方には筆談をすることにより理解を助ける等が当る。そして、障害に基づく差別には「合理的配慮の否定」が含まれている。

また、社会障壁を取り除くための「ユニバーサルデザイン」は最大可能な範囲で全ての人が使用できる製品・環境・計画及びサービスの設計のことでありフィンランドでは「どこでも、誰でも、自由に使いやすく」という考え方でヘルシンキ市内を走る路面電車（トラム）は3両編成の真ん中の1車両のみがバリアフリー設計の低層となっていた。

「一般的義務」として障害者権利条約第4条では、締約国に障害者に対する差別となる既存の法律等を修正・撤廃するための適切な措置をとることを求めているほか、締約国は障害者に関する問題についての意思決定過程において、障害者と緊密に協議し、障害者を積極的に関与させるよう定めている。

「全国障害者評議会（VANE）」においては1986年設立され、国会への提言活動、啓蒙活動、障害者団体と政府の関係を築く役割と権利条約の第33条の2の独立した監視機関としての役割を担っているが18名のメンバーのうち半数の9名が障害当事者で構成され、いわゆる「nothing about us without us」～私たちのことを、私た

ち抜きに決めないで～の考え方を基本精神としていた。

「施設及びサービス等の利用の容易さ」に関しては障害者権利条約の第9条では、建物や公共の施設の乗り物、情報や通信などが障害者にとって使いやすくなるよう決めている。生活するうえでなるべく妨げ（バリア）になるものを取り除いていくための決まりを国が作ることを決めている。

訪問先の視覚障害者施設である「イーリス」では視覚障害者にとっては世界一のアクセシビリティを誇っており、駅からの距離が短く、道路には音声信号が設置されていた。そして建物入り口には触れる館内案内図（触地図）が設置されていて廊下には点字ブロックに代わる材質の違うものを敷いていた。また、弱視の人でも見えやすいように明るさを調整できる照明やドア・壁の色のコントラストに工夫がみられた。

そして「イーリス」の建物内には視覚障害者団体を始め多数の障害者団体等が入っており、視覚障害者のための訓練・リハビリ施設があった。更に図書館もありまさに視覚障害者にとって多くの機能が一か所に集中してとても使いやすい施設という印象を持った。特に視覚障害者向けのセリア図書館においては蔵書50,000冊のうち音声本が40,000冊あり情報のアクセシビリティも充実していた。

次に「自立した生活及び地域社会への包容」に関して障害者権利条約第19条では、「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する権利を有する」となっており、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこととなっている。

そして地域社会への包容（インクルージョン）を支援し、並びに地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な在宅サービス、居住サービスその他の地域社会支援サービス（個別の支援PA制度を含む。）を障害者が利用する機会を有することとして国は全ての障害者が地域社会で生活できるよう決めている。そして障害者が障害のない人と平等の権利を持ち、地域社会に参加しやすくなるために必要な手続きを国がとることを決めている。

この自立した地域社会の生活を実現するための地域社会支援サービスとしてフィンランドの「人権モデル」の一番の特徴といえる障害者一人ひとりのニーズに沿った支援をする介護者がつく「パーソナル・アシスタント（PA制度）」が存在している。そしてこのような流れの中でフィンランドでは今後、入所施設で暮らしている知的障害者1,000名を2020年までになくす方向で動いている。

「教育」に関して障害者権利条約第24条では、教育についての障害者の権利を認めることを定めている。

一般的な教育制度から排除されないこと、個々の障害者にとって必要な「合理的配慮」が提供されていること

等が定められている。また、障害者を包容する教育制度（いわゆるインクルーシブ教育システム）は、障害のある児童がその潜在能力を最大限に発揮させ、自由な社会に効果的に参加できるようにするという教育理念のもと、障害のある児童と障害のない児童とが可能な限り一緒に教育を受けられるよう配慮することと考えられている。

フィンランドでは教員資格に修士レベルを求めているため教員の質が高く大学修士まで学費が無料で恵まれている。また、学校の一クラスの児童数は小学校で20名程度、特別支援で児童一人につき1～3名の教員で指導し、必要に応じてPAやアシスタントがつく。特別支援を受ける児童は減少傾向であり、全体の14.7%が特別教育を受けている。そして特別教育が必要な児童のうち2割が通常学級で学習しているとされている。

訪問先でインクルーシブ教育の「タイピラフティ学校」は1956年設立された小中1貫校で特別支援教育に力を入れている普通学校であったが特別教育クラスには障害生徒6人と先生4人のクラスがいくつかあり、1クラスだけ障害生徒8人と健常生徒16人が一緒に教室で学ぶインクルーシブ教育のクラスがあった。

「労働及び雇用」に関しては障害者権利条約第27条では、障害者が働く権利を障害のない人と平等に持つことを決めている。そして差別を禁止することと障害者が職場で「合理的配慮」を得られることを求めている。訪問先の知的障害者の就労施設である「ルフトゥ」の話によると障害者の就労率は5%程度、フィンランドは学歴社会で専門性を重んじるとのことであった。

照明器具の「インノヨク株式会社」では、経営者自らが視覚障害者であったが障害者雇用も社員25名中4名を採用しているとのことであった。また、当事者経営者として社会的責任・環境的責任を果たしており起業家精神旺盛なまさに活躍している障害者のロールモデルとなっていた。

(3) フィンランドのパーソナル・アシスタント（PA制度）

フィンランドでは1970年代後半よりパーソナル・アシスタント（以下PA）制度を取り入れ、1987年に制定された「障害者サービス法」により一般化された。2008年12月障害者サービス法改正案が可決され、その法第8条に「障害や疾病のために通常的生活機能を満たすためにサービスを必要とする可能性がある場合、市町村は、合理的な移動サービスとそのための適切な付き添い、毎日の活動、パーソナル・アシスタント、およびサービス付き住宅を提供しなければならない」と基礎自治体にPA制度の整備が義務づけられた。

その結果、障害者が雇用主としてアシスタントの雇用にかかる正当な費用を全て保障している。

今回、PA制度を利用している視覚障害の当事者のVANEのメリヤさんは雇用型で移動サービスや余暇の

サービスを受けているが一月に自宅で55時間、勤務先で32時間利用している。

また、コーディネーターで同行した視覚障害のアニタさんからはPAがいなければ義務教育で最寄りの学校に行くことはできなかったという話を聞き、改めて視覚障害者にとっていかにPA制度が大切で有効な制度であるかを実感した。

(4) フィンランドのソテ改革(財政改革)

「社会保健省」において2019年から行われる「ソテ改革」について説明を受けた。

「ソテ改革」は現在、自治体で提供されている自治体間のサービス格差を是正するものであり、社会福祉サービスと保健医療サービスを統合することである。

そのため295ある自治体を18の郡に教育サービス以外の社会福祉サービスと保健医療サービスを移す計画である。そして現在、GDPに対して税と社会保障費が44%を占めている(2015年)ため財政削減を行うとのことであった。そのことに関して一部の障害者からは今の自治体で行っている社会福祉サービスが郡に移ることによって減らされるのではないかという不安の声もあった。

4. 日本の福祉課題解決に向けた提言

(1) 地域共生社会の実現にむけて

社会的弱者は世の中から見えにくく、分かりづらい。ゆえに差別され、無視される。そんな悪循環を止めるために、障害者の活動と参加の見える化が必要となる。

そして障害者の前に人間であること、そして障害者に関することは、障害者を交えて決めるのが当然だと主張する必要がある。そのためには、世論を喚起し、立法や行政機関に働きかけ、政策・制度の改善を目指す障害者の組織行動が求められる。従って、障害者自身も客観的な判断力を身に付け、精神的に成熟すること、そして教育によって「市民性」を獲得し「社会の成員」としての権利を行使し、義務を果たしていくことが必要となってくる。

生きづらさを持った大多数の人が暮らしやすい町は「強さ」を持っており、弱いからこそ、誰かの手を握りしめる。また隣の人も弱いから、次の人とつながって、自然に依存先が増えていく。

太い糸が一本あるより、細い糸が何本も編み込まれたネットのほうが破れにくくて強い。

細く頼りなさそうな依存先でもどんどん増やすことが障害者の自立への早道である。

今後、日本の福祉が推進していく「地域共生社会」は制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を描いている。

そこでは支え、支えられる関係の循環が起こり誰もが役割と生きがいを持つことによって社会が醸成していく。そして居場所作り、社会とのつながり、多様性を尊重した包摂する地域文化が創りだされ、ちょうど細い糸が何本も編み込まれた強い地域ネットが生まれるのである。

そこには市民レベルでの価値観(多様性)の醸成が必要であると同時に個人レベルでの生きがいを「一人勝ち」から「お互い様」という価値観に変えていくことや本来、人間が持っている「利他性」という「自分のこと以上に、他の人々のために尽くす」ことが重要だと考える。

「地域共生社会」を実現していくには社会的孤立や「制度の狭間」などのセーフティーネットの綻びを紡ぎ直す必要がある。それは「制度」からの視点ではなく市民の協働が生む「福祉の力」への転換である。

これらのことを踏まえ、私自身が勤めている社会福祉法人が地域の担い手として何ができるかを考えると生きづらさを抱える方への働く場の提供(中間的就労)、地域住民が集まり交流する場の提供、地域住民に対する福祉の研修会の開催、学習支援、居住支援、「総合相談窓口」の設置、包括的支援のための多機関協働の中核的役割、住民ボランティアの育成、災害時に備えた地域のコミュニティづくり、多世代交流・多機能型福祉拠点の整備等といった多岐にわたる事業内容になるがこれらのことを少しでも担うことができればと思っている。

そしてこのような行動を通じて地域福祉ニーズの多様化・複雑化に対して誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくりが形成され更に地域住民や障害者の参画と協働により誰もが支え合う「地域共生社会」が実現できるのではないかと思う。

(2) 訪問後の団員の提言

フィンランドの訪問後の事後研修において団員が再度、団テーマとのすり合わせを行い、団として確認し合った帰国後に各団員が地域のコア人材としてどのように誰もが幸せに生きる地域社会づくりができるのかについて話し合い、最終的に各団員が提言として作成したのでここに掲載する。

A : 聴覚障害者の新しいニーズに取り組み、周囲を巻き込む。

B : 当事者が社会の主体的となり、自己実現できる環境とロールモデルを作る。

C : 経験のある当事者専門家(Expert by Experience)を増やす取組を行う。

D : 障害当事者の自己実現や社会参画のモチベーション向上にエンパワメントする。

E : 医療的ケアと社会的ケアの溝を埋める、人権

(HUMAN-RIGHTS)をベースにしたチームを形成する。

F : 一人ひとりの能力を高める教育ができる環境

を作る。

G：生きる力を育む関わり。そのために経験ある当事者専門家となり積極的に発信していく。

H：分野横断の事後活動を通して社会参画する当事者を増やす取組を行う。

おわりに

フィンランドの訪問を終え、今考えることは同じ障害者権利条約を批准した日本との障害の人権に対する考え方や社会の認識の差であった。またフィンランドの障害当事者の方々がいるいろいろなところで活躍している輝かしい姿がとても印象的であった。きっと障害者が元気でいきいきしている町は誰にとっても住みやすく幸せな町なのだろうと想像した。そして今回、ホームステイの機会を与えられ本当のフィンランドの生活が体験できたことはとても貴重な体験であった。特にホストファミリーの

計らいで美しい森や湖で過ごすことができ、癒しが与えられたと同時に人間の非力さと謙虚な気持ちを育むことができたのではないかと思う。これがフィンランドの幸せな生活の一部であることを実感できたことに深く感謝申し上げたい。

最後に、貴重な機会と多大な御支援をいただいた内閣府と一般財団法人青少年国際交流推進センターの皆様、そして訪問先フィンランドで御対応くださった機関スタッフ、ホストファミリー、在フィンランド日本国大使館の皆様、通訳者に深く感謝申し上げます。

そしてこの研修プログラムを通じて出会えた8人の団員はまさに私の最大の財産だと感じている。今でも団員と一緒に過ごした充実した日々の姿が思い浮かぶ。次の再会を願いつつ今後の各団員達の地域での活躍に大いに期待したい。

<参考文献・参考資料>

「社会を希望で満たす働き方」 社会福祉法人素王会理事長 今中博之
外務省 障害者権利条約 わかりやすい版

障害の「ICFモデル」と「条約モデル」 本研究所研究員 東俊裕

フィンランドの新パーソナル・アシスタンス制度の現状と課題 梶晴美、高波千代子

派遣団員による報告

「自分らしく地域で生きる」を実現するために

1. はじめに

1.1. これまでの活動

私が障害者の就労支援に携わることになったきっかけは、大学生の時に訪れた、途上国での国際交流ボランティアにおける障害者のリハビリテーションセンター兼作業所への訪問であった。3週間×2回の計6週間の滞在期間中、聴覚障害や視覚障害、脳性麻痺のある子どもたちと親しくなったが、その子どもたちが社会で生活することや働くことの難しさを知り、初めて障害者の就労や社会参加についての社会課題を知った。その後大学院で障害者支援・教育について勉強した後、就職及び社会参加の「橋渡し役」としての就労支援を目指し、現在の職に就いた。

約10年の障害者の就労支援（主に就労移行支援）の経験の中で、「働き続ける力をつける訓練・支援」と「就職支援」を考え、何人もの方を送り出してきた。しかし就労は生活や自己実現の一部である中で、就職後に職場や地域でどう過ごしよう感じているのか、自分たちのかかわりはその人の幸せにつながっているのかという課題も大きい。

また、障害者だけでなく、生活困窮者、若者、児童養

護など他分野とのかかわりが増えており、それらの分野と対象者の状態像や就労・生活の課題の多くが共通する一方で、対象を限定する縦割り支援の現状に大きな問題があり、それに横串を通すような連携・ネットワーク化が必要と考えた。特定の生きづらさのカテゴリーでは捉えられない、生きづらさや働きづらさがあり、それは個別の課題ではなく、地域社会の課題である。そこで、対象を限定せず、「地域に暮らす全ての人の働きたいを支えること」を地域課題として協働して取り組む、地域ネットワーク会議を2018年2月より始めた。生活困窮者の就労講座・体験の受入れも始め、試行錯誤ではあるが地域の就労支援を共通で考えることを始めている。

1.2. 個人テーマ

これまでの仕事や地域での活動を通じて、障害者の就労や地域生活のためには、①支援のすそ野を広げること、②縦割りではなく横串を通すように、地域連携で全ての人を支える仕組みを作ること、③生活の土台としての地域にインフォーマルな支援も含め「人と人とが関わり合うつながり」があることの三つが大切だと考えた。

そのための具体的な活動や支援・連携の在り方を考

え、地域で実践するために、地域コアリーダープログラム（以下、本プログラム）を通じての個人テーマを、「生きづらさ・働きづらさのある人も含め『誰もが主体的に生きることができる地域社会』をつくるために、フィンランドの社会的背景や政策・制度を学び、日本における地域社会の仕組みとしてのコミュニティ、活動（就労・自己実現）、制度、サポートの在り方を考え地域で実践する」と設定した。

2. 本プログラムから得た学び

今回の派遣では、公的機関から障害者団体、福祉サービス、フィンランドの地域社会、教育など様々な場で話を聞くことができたが、その中でフィンランドについて学びつつ日本と比較することで、多くの知見を得た。訪問活動はもちろん、事前・事後研修、本レポートの作成を通じて、自分が大切にしている考え方や取組を一つ一つ紐解く作業となり、研修の学びと背景にある自分自身の10年間の気付きと価値観、想いがつながった。多くの当事者の想いや活動、その生き方に触れる中で、フィンランドの「自分らしく生きることの実現」ができるサービスや社会の在り方について、日本はフィンランドと全く同じ制度・意識にはなり得ないが、比較しながら、それぞれの良い点を学ぶことができた。

そこで、本プログラムを通じて捉えた自分自身の課題意識を1) 自分らしく生きることを実現するために必要なサポート・社会資源、2) 仲間・居場所づくり、3) 社会づくりへの参画、4) 社会で共有される価値観、5) 障害者の就労、の五つに整理し、フィンランドでの訪問活動で得た学びを中心に述べる。

2.1. 自分らしく生きることを実現するために

必要なサポート・社会資源

フィンランドで学んだ「自分らしく生きること」を支えるサポートや制度の一例として、自己決定と個人ニーズの実現を支える「パーソナル・アシスタント制度」、自らの意思による行動を保障する「アクセシビリティ」、自らの興味関心を伸ばし、生きる力を育む「教育」の三つが挙げられる。

フィンランドは福祉国家といわれ、様々な社会保障制度が充実している。家族が福祉に対する責任や支援者の役割を担わずにすむように、公的な責任による社会サービスが提供される。フィンランドの障害福祉の最も特徴的な制度は、障害者自身が介助者の雇用者となり、主体的にサービスを利用する「パーソナル・アシスタント制度（以下、PA制度）」である。このPA制度は、地域で生活するために、学校教育・就労・移動時など、日常生活及び余暇に利用できる。サービスの利用形態は雇用者モデルのほかにもパウチャーモデル、契約サービスモデルがあり三つのタイプから選ぶことができる。雇用者

モデルが最も自己決定権の行使が高く、通常、日常生活で人が行うことであれば、内容・活動場所への制限は特にはない。PA制度は診断や認定に基づく縦割りのサービスではなく、個人ニーズを中心とした主体的なサービス利用を実現することができるという点で、障害者の「自分らしく生きる」ために重要な制度であると言える。一方で、雇用者は「雇用主になる意思と能力があり、そして自己決定と自分の人生をマネジメントするだけの十分な能力を持ち合わせていること」が必要となるため、誰もが利用できるわけではないこと、職業としてのパーソナル・アシスタント（以下、PA）が「だれにでもできる仕事」と捉えられ、足掛けに勤めて辞めていくこともあり、PAの確保や継続性が課題として挙げられる。

また、「アクセシビリティ」についても、各施設で事例とその重要性に触れることができた。フィンランドで言うアクセシビリティは、日本で言うところの「バリアフリー」や情報へのアクセスの容易さも含め、様々なことを自分の意思で行うために必要な環境整備であると感じた。例えば、盲ろうリソースセンターでは、自分の意思での移動を容易にするために、建物内の壁・ドアの色や素材を変えること、建物の外の交差点や通路をわかるようにする黄色の線を引くなど環境の工夫が随所に見られた。また、身体障害者連盟では、車いす使用者の目線に合わせた物の配置も見せていただいた。これまで、アクセシビリティについての私自身の意識は低かったが、様々な当事者の語り・環境整備の例を見ることで、「自分がやりたいときに、誰かの手を借りずともできる環境を保障すること」の重要性を知った。

自分らしく生きることを支える社会として、フィンランドでは教育の果たす役割は大きい。フィンランド教育制度では、性別、居住場所、家庭の経済状況、母語を問わず全ての児童生徒に教育の機会を平等に与えており、修士課程・博士課程を含む高等教育まで無償で受けることができる。食事助成や奨学金などの金銭的な援助があることで、自らが学びたいときに学べる環境が社会にあると言える。障害児に対しては早期就学として1年早く学ぶ機会があることのほか、学習速度や状態に合わせて9～11年間の一人ひとりに合わせた期間で学ぶ環境が保障されている。日本の特別支援学校の場合、18歳という年齢で企業就労か施設かの選択をすることになるため、児童の発達速度に合わせた教育の保障は長く課題とされている。今回の訪問でインクルーシブ教育を行う地域学校「タイヴェアラフティ学校」を訪問した際、具体的な教育場面やインクルーシブな環境の影響を見る機会は少なかったものの、一律の教育期間ではなく、1人ひとりの状況・状態に合わせて変えるフィンランドの教育は、制度としても個別アプローチとしても学ぶことが多い。

2.2. 仲間・居場所づくり

「自分らしく生きる」ためには、制度などのフォーマルなサポートだけでなく、仲間や居場所といったインフォーマルなサポートも重要である。

フィンランドでは当事者団体が大きな力を持ち、権利擁護と国や社会の監視を行う圧力団体としても機能し、社会サービスの推進に貢献している。またサービスの供給者の役割も担うことも多い。すべての障害者が当事者活動に参加するわけではないが、様々な団体がある中で、仲間同士のつながりを強め、また自主的な活動を推進する場となっている。

リハビリテーションや社会サービスなど様々な場でピアサポートが活発に行われており、障害当事者による自身の経験を活かした関わりは「Expert by Experience（経験のある専門家）」と言われ重要視されている。ピアという身近なロールモデルと出会うことで、当事者もその家族も様々な選択肢を得ることはもちろん、現地ガイドで視覚障害当事者が「学齢期に他の生徒との違いを悩んだ時期には、ピアと話したことやピアサポートに参加したことによる支えが大きかった」と話していたように、人生の様々な時期の支えとなることもある。

2.3. 社会づくりへの参画

フィンランドは、故カッレ・キョンキョラ氏を中心として自立生活運動・権利擁護活動が活発に展開されてきた歴史があり、当事者の社会活動や政策決定への参画が進んでいる。具体的な例として、トレッシュホルド協会では政府の政策・制度に対する声明文の発表や提言活動が行われている。また権利条約「Nothing about us without us（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」であらわされる当事者参画の重要性が広く認知されており、国や地方の政策の決定プロセスに全国障害者評議会（VANE）など当事者団体がかかわることも多い。例えばレンパーラ市では、新しい建物を建てる際に、地方VANEがアクセシビリティ調査に参加することも例示された。

また、ボランティア活動も当事者が社会づくりに参加するための方法の一つである。知的障害者団体、インクルージョン・フィンランドでは、当事者団体「Me itsery」が行う「best buddies（親友活動）」といった地域活動を紹介された。知的障害者自身がボランティアとなる活動であり、知的障害者でない様々な人と出会う機会を作ることも目的の一つとされている。提言活動も行っており、当事者が自分のためだけでなく仲間のために活動する様子も知る事ができた。

2.4. 社会で共有される価値観

フィンランドにおいて「平等」は社会の基本的な概念

であり、「平等な社会とは、基本的に全ての人が平等に扱われ、誰もが同等の権利と責任を与えられていること」（フィンランド外務省）を意味している。

2016年には国連障害者権利条約を批准しており、条約に基づいた権利保障が目指されている。権利条約の中で「障害」は、「態度及び環境による障壁との中の相互作用によって生ずる」とされているが、フィンランドでは、医学モデルから社会モデルへの転換という流れで語られてきた「障害」を、「人権」を中心として「医学モデル」「社会モデル」と「人権モデル」が共存するものとして捉えている。社会サービスにおいても、「人権」という誰しもうもが社会で保障されるべきものをベースとして、診断に寄らない「個人ニーズ」に基づいたサービスの考え方を各施設で耳にした。

また障害者と社会の関係について、インクルージョン・フィンランドでは、知的障害者の社会参加の歴史的発達段階として、1) 排除、2) 社会的統合、3) インクルージョンの三段階があるとされた。「インクルーシブな社会」では障害者は市民となり、義務遂行のためにサポートを受けるとされる。障害が消えるわけではないが、できることが増え、選択の自由が広がる。その結果障害者自身が主体性を持ち、自己決定権が強化されるという。

一方で、社会生活の中で見られる「偏見」や「差別」については、フィンランドにおいても存在する。VANEの事務局長であり、視覚障害当事者の同氏は「偏見は日常的なものであり、環境を自らつくる力が大切」と話し、障害者が社会の中で支援や環境を受け入れるしかない従来の構図に対して、社会の中の障害をなくすだけでなく、障害者自身が「自ら環境に働きかける力」を持つことの重要性を教えていただいた。このような力をつけるためには、PA制度の雇用主になるための研修や当事者活動、ピア活動、ボランティア活動など、本プログラム中に出会った様々な取組事例が有効であると考えられる。

2.5. 障害者の就労

フィンランドでは、障害者雇用率制度や就労移行支援サービスといった企業就労を促進する社会共通の仕組みと社会資源は少なく、学校における生活訓練・職業訓練とNPOにおける就労訓練の提供が主であった。例えばリヴェ職業訓練学校では、TELMAコース（生活訓練）・VALMAコース（職業訓練）と職業訓練校があり、一人ひとりのペースや流れで働き方・生活の場を選んでいく。サービス提供団体ルフトゥが就労訓練を提供するヘルシンキ市内のカフェイピ・クルマクプラを視察したが、一人ひとりに合わせた仕事や環境が提供されており、カフェの仕事に働きがいを感じている障害者の表情が印象的であった。あくまでも訓練であるため、働く障害

者の就労による収入は訓練手当1日5ユーロであるが、生活の基盤が年金により保障されるため、働きがいや生きがい、その人に合ったペースのステップアップがより強く意識されていると感じた。

一方で、フィンランドでは障害者の就労が大きな課題とされている。ホームステイでお世話になったホストファミリーから、職業訓練学校卒業後の知的障害者の進路について、就労に関するサポートや選択肢の充実はフィンランド社会の抱える課題だと聞いた。日本とフィンランドの就労を比較しつつ、意見交換を重ねたが、その中で、当事者である本人の意思が重要であることはもちろんであるが、学校の先生など周囲が「障害者は働けない」という意識を持つこともあると聞き、社会側の価値観が変わることの重要性を強く感じた。

3. 本プログラムを通じた気づきと今後に生かすこと

本プログラムを通じて、自分自身と障害福祉や社会に向き合う時間を多くとることができたことはとても大きな学びとなった。日本とは異なる社会福祉制度と社会の在り方を見つめ、日本や今の福祉の支援についてメンバーと議論を巡らす中で、自分自身の価値観や視点が大きく変わる機会となった。自分なりの考察を交えつつ、私自身の気づきとこれから目指したい社会や大切にしたい視点・価値観を今回の学びとしてまとめる。

3.1. プログラムを通じた気づき

今回の個人テーマを設定した段階では、障害者が生き生きと暮らすためには、支援のすそ野を広げること、縦割りではなく横串を通すような地域連携で全ての人を支える仕組みを作ること、生活の土台としての地域にインフォーマルな支援も含め「人と人が関わり合うつながり」があることが大切だと考えていた。しかしプログラムを通じてフィンランドの当事者主体のサービスや活動を知り、その想いに触れる中で、元々考えていた社会や支援の在り方は私自身が「支援者」という目線から捉えたものであり、「当事者の想い」や「当事者の関わり」という視点が抜けていたことに気付いた。

福祉の仕事をする前は、障害者や健常者の線引きがあるのではなく、「多様性の中の『一人の人間』」として捉えること。それが「支援者」としての役割を10年近く続ける中で、「本人中心の支援」という「支援者」の視点は持つものの、当事者活動や当事者視点とは距離を置き、支援者と被支援者、障害者と健常者の線引きを無意識の内に行っていた。

改めて捉えなおすと、自分の中にある「支援」も「支援者」も、障害当事者にとっては、その視点や関係性が「一方向」になりがちであり、それは決して本人が望むとは限らない。当事者視点や当事者の想いが置いてきぼりな「支援」。本プログラムを通じて、フィンランド

で多くの当事者や関係者と出会い、ピアサポートや非営利活動、そして社会の価値観を知る機会に恵まれたが、「個人ニーズ」を基にした取組であることは共通のものであった。「障害者の就労にはこれが必要」や「こう生きることが幸せ」と誰かが決める枠で人を捉えるのではなく、一人ひとりの当事者の想いに寄り添うことという基本的な視点を再認識することができた。また一方で、「支援」という普段何気なく使う言葉やその関わり方が、いかに障害者を「被支援者」に位置付け、主体性を損なう可能性をもつのかを考える機会であった。

社会でも、制度や政策でも、個人の人生でも、想いを言葉にし、知り、考え、決定するという「意思決定」と「つくる」のプロセスに当事者がかかわること。その大切さを知り、多くの想いと事例に出会ったことは、まさに価値観の転換であった。

3.2. 誰もが自分らしく生きる社会の実現に向けて

プログラム全体を通じて得た「課題意識」と「学び」、そして「気づき」をこれまでに述べた。誰もが自分らしく生きる社会に向けて、私自身が今大切に思うことを整理する。

1) 当事者主体的の福祉サービス

当事者の「なりたい自分」や「やりたいこと」の実現のためには、個人ニーズを中心とした、主体的なサービス利用ができる環境を作り出すことが重要である。支援者の視点や考え方、関わり方の転換が必要であり、当事者の想いを聴き、想いの実現をするための個別サービスと事業運営を捉える視点を現場も管理者も持つ。個別の想いを福祉事業所全体で共有・反映し、地域支援協議会等の場や支援ネットワークの中で、地域課題として共有・反映することを意識する。

2) 「やりたい」や「なりたい」を引き出し、実現できる仲間や居場所づくりの活動

多くの失敗経験から、孤独や不安、低い自己肯定感を抱える人は少なくない。自己を肯定し、「やってみたい」「なりたい」を引き出すためには、ポジティブな経験や仲間、安心してチャレンジできる失敗してもよい居場所が重要であると考えている。身近なロールモデルがいることで、主体的に考え、選ぶためのきっかけにもなりうる。これらは障害福祉サービスの中だけでは難しく、日本の事例や地域の状況を知る中でそのような活動の場を考えたいと思う。

3) 社会の主体者としての活動

障害当事者が抱える社会への違和感や生きづらさ、不安等は、障害者に限ったものではなく、社会のことを考えて行動するための当事者活動や地域活動といった社会

の主体者としての活動は大きな意味を持つ。活動自体を押し付けることは決してしないが、やってみたいことや興味関心の延長として、また障害当事者が社会のことを考え、社会をつくる実感をもつことができる活動は、個人の自己肯定にも大きな影響を持つ。社会の中の活動、社会をつくる活動として、就労もまた同様の意義を持つことができる。様々な人と出会い、目指す地域像を語り合う場合は、価値観を共有しながら、自己を確立するための役割も持ちうる。

3.3. 今後に向けて

今後の具体的な活動として、前年度に本プログラムでニュージーランドを訪問した同法人の大原と、フィンランドとニュージーランドの事例から支援や社会を考える学習会を予定している。地域向けのオープンな学習会として、様々な人と地域や支援のことを考えつつ、当事者主体の支援や地域活動へと広げたい。

また、活動中、自分自身の経験や知識、課題意識が障害福祉の就労分野や法人の枠の中でしか整理されておら

ず、俯瞰的に捉えて社会や地域の中で位置付け、より広い視点から捉えなおすことが必要だと感じた。例えば事業や業務から視野を広げ、様々な立場や経験を持つ人と活動すること、或いは大学で自らの専門性を広げるための勉強や実践研究の機会を持つこともこれから考えていきたい。

最後に、本プログラムを通じて、自分の価値観と視点が広がり、様々な学びと気づきを得ることができた。本プログラムを開催される内閣府を始め、青少年国際交流推進センター、IYEO、現地コーディネーターの方々、訪問を受け入れて下さった各機関・施設関係者、ホストファミリー、団員・団長のみんな、快く送り出してくれた所属法人と現場職員の人々に深く感謝を述べたい。特に団員・団長のみんなとの話や経験は、私個人では決して得ることのできない視点や学びを共有することができるものであった。本プログラムを通じて出会った縁は、これからも大事にしたい。また今後は、自分一人ではなく地域とこのネットワークをいかし、今回得た気づきと学びをいかせるように精一杯取り組んでいきたい。

<参考文献>

フィンランド外務省(日本語)「平等な社会」

<http://www.finland.or.jp/Public/default.aspx?contentlan=23&culture=ja-JP>

梶晴美・高波千代子(2012)「フィンランドの新パーソナル・アシスタンス制度の現状と課題」、『北翔大学北方圏学術情報センター年報』Vol.4、北翔大学北方圏学術情報センター

東俊裕(2016)「障害『ICFモデル』と『条約モデル』」、『くまもと わたしたちの福祉』第68号、p2-4、熊本学園大学付属社会福祉研究所

ヘイッキ・マキパー(2007)『平等社会フィンランドが育む未来型学力』明石書店

山田真知子(「フィンランドの障がい者福祉」北翔大学北方圏学術情報センター年報、2009

イルッカ・タイバレ編(2008)『フィンランドを世界に導いた100の社会改革：フィンランドのソーシャル・イノベーション』(山田真知子訳) 公人の友社